

儀礼交際費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の会員及び、本会と関係のある団体、個人に対して行う儀礼及び接待の基準を定めるものである。

(儀礼の範囲と内容)

- 第2条 儀礼の対象及び項目は、別表1に掲げる範囲とする。
2. 前項の規定にあてはまらない場合は、理事会でその都度定める。
 3. 儀礼の内容は、電報を基本とし、出席の場合において現金による支出を行う。
 4. 弔慰金及びお祝い金など現金による支出は、10,000円を上限とする。
 5. 出席の判断は、会長及び理事会で判断し、出席は会長又は理事が出席する。

(接待の範囲と金額)

- 第3条 接待の対象は、本会主催の学会、研修会などの講師で、本会会員以外の者とする。ただし、理事会が認めた場合に限り、本会会員を接待の対象とすることができる。
2. 接待は、前日または当日の懇親会などの場合とし、金額は参加費相当額とする。
 3. 学会実行委員会が企画、実施する懇親会に類するものについては、景品購入など会員に還元できるもので、なおかつ社会通念を著しく外れないものに限り、30,000円を上限とした接待を認める。

(経費の支出)

- 第4条 経費の内、祝電、弔電などの電報については、管理費の通信運搬費の中で計上する。
2. 支出を想定し、一定予算を計上する。尚、赤字の場合は、予備費より充当する。
 3. 接待の支出は儀礼交際費として、運営する各局及び学会実行委員会が予算、決算を行う。

(情報の提供)

第5条 慶事、弔事の発生を知る会員は、各地区担当に連絡、情報を提供し、地区担当から事務局へ報告を行う。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。(試行期間に関する文言削除)

(附 則)

- ・平成23年6月1日 本規程の試行(平成24年3月31日まで)
- ・平成24年4月1日より施行

別表1(儀礼の支出対象と範囲)

対 象		支出項目		内 容
		慶事	弔事	
長崎県作業療法士会	正会員	本人	本人 家族*	電 報 現 金 花 輪
	賛助会員(団体・個人)	団体 本人	代表者 本人	
	顧問・相談役	本人	本人	
関係団体・機関		団体	代表者	

*家族とは、一親等(親、子ども)及び配偶者のこと